

令和9年度長崎県公立学校
教員採用選考第1次試験問題

教科・科目

特別支援A

受験番号		氏名	
------	--	----	--

実施日 令和8年5月10日(日)

<h2>特別支援A</h2>

※ 解答はすべて解答用紙の該当欄に記入すること。

1	以下の各問いに答えよ。
---	-------------

問1 次の各文は、学校教育法施行規則に関する記述である。文の内容が正しいものには○、誤っているものには×と答えよ。

- (1) 特別支援学校の小学部では、知的障害者を教育する場合でも、「外国語活動」を教育課程に加えることはできないと施行規則で定められている。
- (2) 特別支援学校の中学部の教育課程において、知的障害者である生徒を教育する場合は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育及び職業・家庭の各教科、特別の教科である道徳、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によって教育課程を編成するものとする。
- (3) 医療的ケア看護職員は、学校における日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠な児童生徒の療養上の世話等に従事する。
- (4) 特別支援学校の学級編成は、障害の種類にかかわらず、一学級の児童生徒数は10人以下と定められている。

問2 次の文は、教育基本法第4条、障害者の権利に関する条約（CRPD）第24条についての記述である。文中の（①）、（②）に当てはまる語句を答えよ。ただし、同一番号には同一語句が入る。

教育基本法第4条2項では、国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な（①）を受けられるよう、（①）上必要な支援を講じなければならないと定めている。また、障害者の権利に関する条約（CRPD）第24条5項では、障害者が他の者との平等を基礎として、一般的な高等教育、職業訓練、成人教育及び生涯学習の機会を得られるよう、締約国は（②）が提供されることを確保すると規定している。
--

問3 次の各文は、『特別支援学校学習指導要領解説 総則編（幼稚部・小学部・中学部）』（平成30年3月文部科学省）の「第3編 第2章 教育課程の編成及び実施 第2節～第4節」を一部抜粋したものである。文中の（①）～（⑥）に当てはまる語句を下の＜選択肢＞から選び、記号で答えよ。

- （1）第2節「小学部及び中学部における教育の基本と教育課程の役割」には、教育課程の編成について「児童又は生徒の人間として（①）のとれた育成を目指し、児童又は生徒の（②）の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学校や地域の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。」と示されている。

＜①の選択肢＞

ア. 健康	イ. 調和	ウ. 能力	エ. 知識
-------	-------	-------	-------

＜②の選択肢＞

ア. 障害	イ. 性格	ウ. 環境	エ. 能力
-------	-------	-------	-------

- （2）第3節「教育課程の編成」には、「豊かな人生の実現や（③）等乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等（④）な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を生かした教育課程の編成を図るものとする。」と示されている。

＜③の選択肢＞

ア. 課題	イ. 困難	ウ. 災害	エ. 問題
-------	-------	-------	-------

＜④の選択肢＞

ア. 発達の	イ. 統合的	ウ. 包括的	エ. 横断的
--------	--------	--------	--------

- （3）第4節「教育課程の実施と学習評価」には、学習評価の実施の配慮事項として「児童又は生徒の（⑤）や可能性、進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できるようにすること。また、各教科等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や（⑥）の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにすること。」と示されている。

＜⑤の選択肢＞

ア. 強み	イ. よい点	ウ. 短所	エ. 努力
-------	--------	-------	-------

＜⑥の選択肢＞

ア. 学習意欲	イ. 自己効力感	ウ. 自主性	エ. 認知力
---------	----------	--------	--------

2 以下の各問いに答えよ。

問1 次の表は、令和7年1月に告示された『特別支援教育資料（令和5年度）』（令和7年1月文部科学省）を基に、特別支援学級の設置数を障害種別でまとめたものである。表中の（①）～（③）に当てはまる障害種を下の＜選択肢＞から選び、記号で答えよ。

<表>

障害種別	小学校	中学校	義務教育学校	計
肢体不自由	2,256	852	38	3,146
病弱・身体虚弱	1,944	867	30	2,841
（①）	22,609	10,194	403	33,206
言語障害	514	128	7	649
（②）	374	151	7	532
（③）	26,035	10,768	433	37,236
難聴	911	430	13	1,354
計	54,643	23,390	931	78,964

<選択肢>

ア. 知的障害	イ. 適応障害	ウ. 自閉症・情緒障害	エ. 摂食障害
オ. 精神障害	カ. 弱視	キ. 発達障害	ク. 学習障害

問2 次の文は、特別支援学校への就学や転学について説明した文である。以下の各問いに答えよ。

平成25年9月の学校教育法施行令の一部改正により、就学基準に該当する障害のある子供は特別支援学校に（①）就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の（②）、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた【A】な観点から就学先を決定する仕組みとすることとなった。

就学時に決定した学校や「【B】」は、固定したものではなく、それぞれの子供の発達の程度、（③）の状況等を勘案しながら、小中学校等から特別支援学校への転学又は特別支援学校から小中学校等への転学といったように、双方向での転学等ができることなどを、全ての関係者の共通理解とすることが重要である。

(1) (①)～(③)に当てはまる語句を、次の<選択肢>から選び、記号で答えよ。

<選択肢>

ア. 教育的ニーズ	イ. 周囲	ウ. 例外的に
エ. 原則	オ. 様子	カ. 適応

(2) 【A】、【B】に当てはまる語句を、それぞれ答えよ。

(3) 次の文は、法令の条文から一部抜粋したものである。該当する法令の名称を次の<選択肢>から選び、記号で答えよ。

市町村の教育委員会は、第二条に規定する者のうち【C】について、都道府県の教育委員会に対し、翌学年の初めから三月前までに、その氏名及び特別支援学校に就学させるべき旨を通知しなければならない。

<選択肢>

ア. 障害者基本法	イ. 学校教育法施行令	ウ. 学校教育法
エ. 障害者差別解消法	オ. 教育基本法	

(4) (3)の法令の【C】に当てはまる語句を漢字11文字で答えよ。

問3 『障害者基本計画』（令和5年3月内閣府）について以下の各問いに答えよ。

- (1) 本計画における「インクルーシブ教育システムの推進」に関する記述として、最も適切なものを次の<選択肢>から選び、記号で答えよ。

<選択肢>

- ア. 障害者が就学前から卒業後まで切れ目ない指導・支援を受けられるよう、幼児児童生徒の成長記録や指導内容等に関する情報を、情報の取扱いに留意しながら、必要に応じて主として学校内で共有・活用するため、本人・保護者の意向等を踏まえつつ、医療、保健、福祉、労働等との連携の下、個別の指導計画や個別の教育支援計画の活用を促進する。
- イ. 合理的配慮の提供に際しては、一人一人の障害の状態や教育的ニーズに即した配慮を行うが、最終的な提供内容は設置者と学校が専門的判断に基づいて決定し、本人・保護者との合意は「尊重すべき意見」として位置付けられる。
- ウ. 「社会モデル」の考え方を踏まえ、学校の教育活動全体を通じた障害に対する理解の促進や、異なる学校間の取組に当たっての体制整備を含む交流及び共同学習の事例や在り方等に関する情報収集や周知を行うことで、一層の推進を図り、障害の有無等にかかわらず互いを尊重し合いながら協働する社会を目指す。
- エ. 医療的ケアを必要とする幼児児童生徒や病気療養児等長期入院を余儀なくされている幼児児童生徒が教育を受けたり、他の幼児児童生徒と共に学んだりする機会を確保するため、医療的ケア看護職員の配置は学校の希望を最優先させる。

- (2) 本計画における「教育環境の整備」に関する記述として、最も適切なものを次の<選択肢>から選び、記号で答えよ。

<選択肢>

- ア. 特別支援教育に関する専門性の向上を図るため、新規採用教員はおおむね10年目までに特別支援学級や特別支援学校での複数年の勤務を必ず行うことが義務付けられている。
- イ. 障害のある児童生徒の教育的ニーズに応じた教科書、教材、支援機器等の活用を促すため、アクセシブルなデジタル教科書等の制作・供給を学校が主体となって担う。
- ウ. 障害のある幼児児童生徒の学校教育活動に伴う通学を含む移動に係る支援の充実に努めるとともに、各地域における教育と福祉部局との連携を促す。
- エ. 病気療養児の支援の充実に向け、ICTを活用した学習機会の確保を進めるに当たり、全ての病気療養児に対してオンライン授業の実施を義務付ける。

3 以下の各問いに答えよ。

問1 次の表は、障害者スポーツの主な競技会・競技例についてまとめたものである。

<表>

障害の種類	主な競技会・競技例
視覚障害	(①)、ブラインドサッカー
上肢・下肢の運動障害	車いすバスケットボール、車いすテニス
知的障害	(②)、フロアホッケー
聴覚障害	聴覚障害者水泳、聴覚障害者陸上

(1) 表中の (①) に当てはまる競技を次の<選択肢>から選び、記号で答えよ。

<選択肢>

ア. ゴールボール	イ. ボッチャ
ウ. 車いすラグビー	エ. ビーンバッグ投

(2) 表中の (②) に当てはまる競技会を次の<選択肢>の中から選び、記号で答えよ。

<選択肢>

ア. アビリンピック	イ. デフリンピック
ウ. スペシャルオリンピックス	エ. パラリンピック

問2 次の手帳とその内容の説明について、正誤の組合せとして正しいものを下の<選択肢>から選び、記号で答えよ。

- (1) 身体障害者手帳 — 1級から6級までの等級区分がある。
- (2) 療育手帳 — 知的障害が対象で、区分は自治体により異なる。
- (3) 精神障害者保健福祉手帳 — 1級から3級までの等級区分がある。
- (4) 療育手帳 — 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく。

<選択肢>

ア. (1) ○	(2) ○	(3) ○	(4) ×
イ. (1) ○	(2) ×	(3) ○	(4) ×
ウ. (1) ×	(2) ○	(3) ○	(4) ○
エ. (1) ○	(2) ○	(3) ×	(4) ×

問3 次の文は発達障害者支援法及び障害者基本法に規定される本人支援及び家族支援に関する条文の抜粋である。空欄①～③に入る条文で用いられる語句を下の<選択肢>から選べ。

(発達障害者支援法)

第十一条 市町村は、発達障害者が、その希望に応じて、地域において自立した生活を営むことができるようにするため、発達障害者に対し、その性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、社会生活への（ ① ）のために必要な訓練を受ける機会の確保、共同生活を営むべき住居その他の地域において生活を営むべき住居の確保その他必要な支援に努めなければならない。

第十三条 都道府県及び市町村は、発達障害者の家族その他の関係者が適切な対応をすることができるようにすること等のため、児童相談所等関係機関と連携を図りつつ、発達障害者の家族その他の関係者に対し、相談、情報の提供及び（ ② ）、発達障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援その他の支援を適切に行うよう努めなければならない。

(障害者基本法)

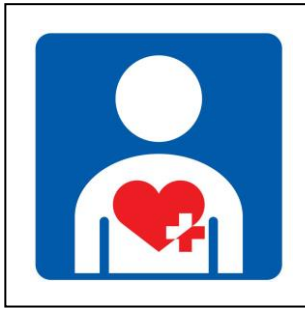
第二十三条 国及び地方公共団体は、意思決定の支援に配慮しつつ、障害者及びその家族その他の関係者に対する相談業務、成年後見制度その他の障害者の（ ③ ）等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならない。

<選択肢>

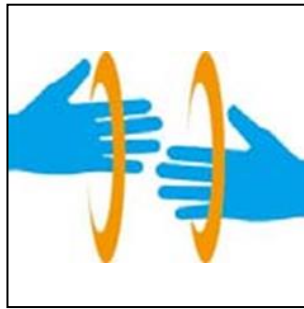
ア. 適応	イ. 助言	ウ. 援助	エ. 復帰
オ. 権利利益の保護	カ. 自立の促進	キ. 生活の安定	ク. 生活支援

問4 次の障害者に関するマークの説明として正しいものを下の<選択肢>から選び、記号で答えよ。

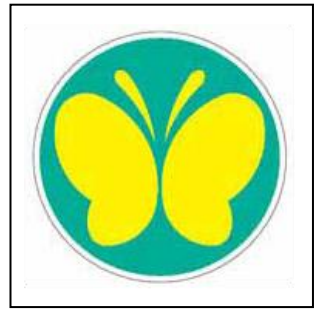
(1)



(2)



(3)



<選択肢>

- ア. 人工肛門・人工膀胱を使用する人が利用できる設備（トイレなど）に表示されるマークである。
- イ. 内部障害や人工透析など、外見から分かりにくい障害を知らせるためのマークである。
- ウ. きこえにくいことを示し、周囲に配慮を求めるためのマークである。
- エ. 聴覚障害者が運転する自動車に表示する道路交通法上の標識である。
- オ. 手話言語によるコミュニケーションを希望する人や、手話言語対応が可能な窓口を示すマークである。
- カ. 外見から分かりにくい障害や病気、妊娠初期などの人が援助を得やすくするためのマークである。

4

以下の各問いに答えよ。

問1 次の文は、『障害のある子供の教育支援の手引』（令和3年6月文部科学省）から一部抜粋したものである。文中の下線部①～④の視覚器官を下図のア～クから選び、記号で答えよ。

視覚障害は、眼球及び視路（視神経から大脳視覚中枢までを含む。）で構成されている視覚器官のいずれかの部分の障害によって起こる（図）。眼球はカメラにたとえると理解しやすい。①角膜と②水晶体は透明で光線を屈折し、カメラのレンズの役割を果たす。③網膜はフィルムに相当し、網膜にある視細胞のうち色や形を主として感じる錐体細胞は黄斑中心窩付近で、暗所で光を主として感じる杆体細胞は網膜中間部で密に配列している。ピント合わせは、毛様体筋やZinn小帯の働きで、水晶体の弾性により屈折力が変化して行われる。④虹彩（こうさい）、毛様体、脈絡膜は色素に富んでいて、眼球内部を暗箱にしている。虹彩の働きで瞳孔径が大きくなったり小さくなったりするが、これはカメラの絞りに相当する。

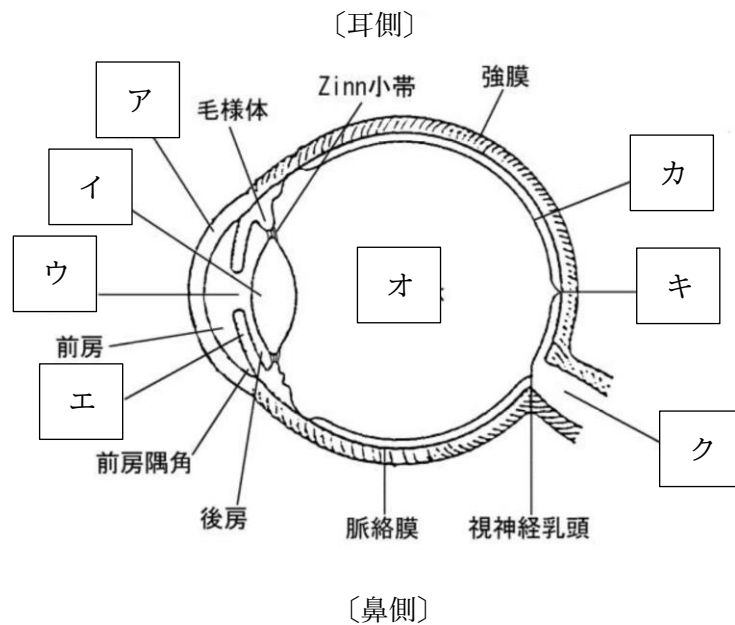


図 視覚器官の断面

問2 次の表は、『障害のある子供の教育支援の手引』（令和3年6月文部科学省）の「肢体不自由のある子供に対する特別な指導内容」を基に、指導内容と配慮事項・具体例についてまとめたものである。以下の各問いに答えよ。

<表>

指導内容	配慮事項・具体例
保有する感覚の活用に関すること	障害が重度で重複している場合、視覚、(①), 触覚と併せて、姿勢の変化や筋、関節の動きなどを感じ取る固有覚や、重力や動きの加速度を感じ取る (②) を活用できるように、適切な内容を選択し、丁寧に指導する必要がある。
基礎的な概念の形成に関すること	肢体不自由のある子供は、身体の動きに困難があることから、様々なことを体験する機会が不足したまま、言葉や知識を習得していることがあり、言葉を知っていても意味の理解が不十分であったり、概念が不確かなまま用語や数字を使ったりすることがある。そのため、具体物を見る、触れる、数えるなどの活動や、実物を観察する、測るなどの【 A 】活動を取り入れ、感じたことや気付いたこと、特徴などを (③) し、言葉の意味付けや言語概念、数量などの基礎的な概念の形成を的確に図る指導内容が必要である。
表出・表現する力に関すること	上肢の障害のために、書字動作やコンピュータ等の操作に困難が伴う場合がある。そのため (④) やAT (Assistive Technology: 支援技術) などを用いて、入出力装置の開発や活用を進め、子供一人一人の障害の状態等に応じた適切な補助具や補助的手段を工夫しながら、【 B 】学習活動ができるような指導内容を取り上げる必要がある。

(1) (①) ~ (④) に当てはまる語句を次の<選択肢>から選び、記号で答えよ。

<選択肢>

ア. 言語化	イ. 前庭覚	ウ. 嗅覚	エ. ICT
オ. 聴覚	カ. 味覚	キ. 翻訳	ク. SST

(2) 【 A 】、【 B 】に当てはまる語句を答えよ。

問3 病弱・身体虚弱の子供に対する教育（以下「病弱教育」という。）について、以下の各問いに答えよ。

(1) 次のア～エの文は、『障害のある子供の教育支援の手引』（令和3年6月）の「病弱・身体虚弱の子供に対する特別な指導内容」について一部抜粋・要約したものである。誤っているものを次の中から1つ選び、記号で答えよ。

ア. 病気等の状態の理解と生活管理に関する指導では、生活規制を「生活の自己管理」と考え、必要な服薬を守る力や、心身の状態に応じて参加可能な活動を判断する力（自己選択・自己決定力）を育成することが必要である。

イ. 情緒の安定に関する指導では、治療の副作用等により情緒が不安定になりやすいことに配慮し、悩みを打ち明けたり、自分の不安な気持ちを表現できるようにしたりする活動を取り入れるとともに、入退院を繰り返す場合には、Web会議システム等を活用して学習への不安の軽減を図ることが大切である。

ウ. 病気等による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する指導では、卒業後の生活も視野に入れながら、打ち込むことができる活動を見つけ、生きがいを感じられるよう工夫することが求められる。

エ. 移動能力や移動手段に関する指導では、心臓疾患のある子供の場合、心臓への負担がかかることから歩行による移動が制限されることがあるが、歩行器や電動車椅子等の補助的手段を用いることについては、最小限にとどめ、必要に応じて歩行の機会を設けることが大切である。

(2) 次の文は、『特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編（小学部・中学部）』（平成30年3月文部科学省）の「第3章 第5 病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校」にある「6 病状の変化に応じた指導上の配慮」について一部抜粋したものである。(①) ~ (③) に当てはまる語句を、下の<選択肢>から選び、記号で答えよ。

進行性疾患は病状が日々変化し、急性疾患は入院初期・中期・後期で治療方法等が変わることがある。慢性疾患は(①)の維持・改善のため常に生活管理が必要である。病気の状態等に応じて弾力的に対応できるようにするためには、(②)との連携により日々更新される情報を入手するとともに、適宜、(③)を行い、病状や体調の変化を見逃さないようにする必要がある。

<選択肢>

ア. 健康状態	イ. 保護者	ウ. 心身の状態	エ. 健康観察
オ. 適切な休養	カ. 医療		

問4 次の表は、『特別支援学校学習指導要領解説 総則編（幼稚部・小学部・中学部）』（平成30年3月文部科学省）の「第3編 第2章 教育課程の編成及び実施 第3節 教育課程の編成」を基に、「合科的・関連的な指導」と「知的障害者である児童生徒に対する指導内容の設定等」の特徴についてまとめたものである。表中の（①）～（⑤）に当てはまる語句を下の〈選択肢〉から選び、記号で答えよ。ただし、同一番号には同一語句が入る。

<表>

項目	主な内容	留意点
合科的な指導	教科のねらいをより効果的に実現するための指導方法の一つである。 （①）又は1コマの時間の中で、複数の教科の目標や内容を組み合わせて、学習活動を展開する。	教材や学習活動の関連性を具体的に確認するとともに、指導内容が広がり過ぎて焦点が定まらず十分な成果が上がらなかつたり、児童に（③）になつたりすることのないように留意する必要がある。
関連的な指導	教科等別に指導するに当たって、各教科等の指導内容の関連を検討し、指導の時期や（②）などについて相互の関連を考慮して指導する。	
知的障害者である児童生徒に対する指導内容の設定等	各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び（④）の一部又は全部を合わせて指導を行う場合、各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び（④）に示す内容を基に、児童又は生徒の知的障害の状態や（⑤）等に応じて、具体的に指導内容を設定するものとする。	学年ごとあるいは学級ごとなどに、各教科、道徳科、特別活動のそれぞれの目標の系統性や内容の関連性に十分配慮しながら、指導目標、指導内容、指導の順序、指導の時間配当等を十分に明らかにした上で、適切に年間指導計画等を作成する必要がある。その際、個々の児童生徒に必要な（④）の指導目標及び指導内容との関連性にも十分留意が必要である。

<選択肢>

ア. 自立活動	イ. 領域	ウ. 単元	エ. 進度	オ. 不十分
カ. 指導の方法	キ. 学級活動	ク. 経験	ケ. 過重	コ. 能力

問5 次の(1)～(4)の各文は、『生徒指導提要』(令和4年12月文部科学省)の「多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導」の中で「学習面、行動面、対人関係への指導・支援」について一部抜粋・要約したものである。それぞれについて、説明の内容が正しいものには○、誤っているものには×と答えよ。

- (1) 個別的な指導や支援を行う際には、特別な扱いをされることが、逆に心の痛手にならないように、プライドや自尊感情に配慮することも重要である。
- (2) 成功により成就感や達成感が得られる経験よりも、それを認めてくれる望ましい人間関係が周囲にあることが大切である。
- (3) 対人関係の指導においては、イラストやロールプレイを用いるなどして、具体的な指導や支援を行うようにする。
- (4) 学習面に困難のある児童生徒への対応においては、弱点を克服する学習方法に変えたり、合理的配慮を用いたりして、実力を発揮し、伸ばし、評価される支援を考える。

問6 次の表は、特別支援学校学習指導要領の改訂に伴う自立活動の変遷を表したものである。以下の各問いに答えよ。ただし、同一番号には同一語句が入る。

<表>

昭和46年	<ul style="list-style-type: none"> ・「(①)」が創設され、目標と内容は、盲学校、聾学校及び養護学校で共通に示された。 ・心身の発達の諸側面を分類・整理するという観点を加えて検討が行われ、四つの柱の下に12の項目で内容がまとめられた。
昭和54年	<ul style="list-style-type: none"> ・盲学校、聾学校及び養護学校共通の学習指導要領となったため、目標と内容に加え、指導計画の作成と内容の取扱いも共通に示された。
平成元年	<ul style="list-style-type: none"> ・それまでの(①)の内容の示し方が抽象的で分かりにくいという指摘や、児童生徒の障害の(②)に対応する観点から、五つの柱の下に18の項目で内容が示された。
平成11年	<ul style="list-style-type: none"> ・自立を目指した教育活動であることを一層明確にするため、名称が「自立活動」に改められた。 ・個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障害に基づく種々の困難を主体的に改善・克服しようとする取組を促す教育活動であることがより明確になるよう目標が改められた。 ・内容については、区分の名称を分かりやすい表現にするとともに、具体的にイメージしやすくなるよう、22の項目で示された。
平成21年	<ul style="list-style-type: none"> ・目標について、「障害に基づく種々の困難」が「【 A 】」と改められた。 ・「他者とのかかわりの基礎に関すること」「他者の意図や感情の理解に関すること」などの項目を含んだ「(③)」を区分に加え、6区分26項目で示された。
平成29年	<ul style="list-style-type: none"> ・「健康の保持」の区分に「障害の特性の理解と【 B 】に関すること。」の項目が新たに設けられ、6区分27項目で示された。

(1) (①) ~ (③) に当てはまる語句を、下の<選択肢>から選び、記号で答えよ。

<選択肢>

ア. 多様化	イ. 機能訓練	ウ. 心理的な安定	エ. 人間関係の形成
オ. 養護・訓練	カ. 一般化	キ. 低年齢化	ク. 養護・体育
ケ. コミュニケーション			

(2) 【 A 】、【 B 】に当てはまる語句を答えよ。

5 以下の各問いに答えよ。

問1 次の文は、知能検査や発達検査を実施する上での工夫について説明したものである。以下の各問いに答えよ。

知能検査や発達検査には、設定された場で検査項目ごとに、検査者が被検査者に反応を求めながら判断する方法、被検査者の行動観察をする方法、被検査者をよく知る保護者等に尋ねたり、記録様式を定めて保護者等に記入してもらったりして、検査項目ごとに「できる・できない」を判断する方法がある。その際には、「もう少しで達成しそうである」など記録を残しておくことも大切である。

(1) 下線部の方法を用いる検査の名称を、次の<選択肢>から選び、記号で答えよ。

<選択肢>

ア. 新版K式発達検査	イ. S-M社会生活能力検査
ウ. 田中ビネー知能検査V	エ. WISC-V

問2 次の文は、遠城寺式乳幼児分析的発達検査法（九州大学小児科改訂新装版）の特徴について、説明したものである。誤っているものを、次の<選択肢>から二つ選び、記号で答えよ。

<選択肢>

- ア. 簡単に短時間で検査でき、検査用具も一切必要ない。
- イ. 乳児期から5歳までの発達段階を均等に30段階に分けている。
- ウ. 障害のない子供でも発達の様相がグラフに表され、育て方や環境の診断に役立つことがある。
- エ. 検査表の発達グラフ及び検査問題は左から、移動運動、手の運動、基本的習慣、対人関係、発語、言語理解と並んでいる。
- オ. 同一検査用紙に検査結果を何回も記入することができ、前の検査結果と比較して発達の状況を継続的にみていくことができる。

特別 支援A	受験 番号		氏名	
-----------	----------	--	----	--

令和9年度長崎県公立学校教員採用選考試験解答用紙

1 18点(問1 問2 各2点×6、問3 各1点×6)

問1	(1)	×			(2)	○			
	(3)	○			(4)	×			
問2	①	教育			②	合理的配慮			
問3	(1)	①	イ			②	ア		
	(2)	③	ウ			④	エ		
	(3)	⑤	イ			⑥	ア		

2 23点(問1 各2点×3、問2 (1) 各2点×3、(2) 各2点×2、(3) 2点、(4) 3点、問3 各1点×2)

問1	①	ア			②	カ						
	③	ウ										
問2	(1)	①	エ			②	ア					
		③	カ									
	(2)	A	総合的			B	学びの場					
	(3)	イ										
(4)	C	認	定	特	別	支	援	学	校	就	学	者
問3	(1)	ウ			(2)	ウ						

特別 支援A	受験 番号		氏名	
-----------	----------	--	----	--

令和9年度長崎県公立学校教員採用選考試験解答用紙

3	12点(問1 各2点×2、問2 2点、問3 各1点×3、問4 各1点×3)
---	---------------------------------------

問1	(1)	ア		(2)	ウ	
問2	ア					
問3	①	ア	②	イ	③	オ
問4	(1)	イ		(2)	オ	
	(3)	エ				

特別 支援A	受験 番号		氏名	
-----------	----------	--	----	--

令和9年度長崎県公立学校教員採用選考試験解答用紙

4

4 1点 (問1 各1点×4、問2 (1) 各1点×4 (2) 各2点×2、問3 (1) (2) 各1点×4、問4 各2点×5、問5 各1点×4、問6 (1) 各1点×3 (2) 各4点×2)

問1	①	ア			②	イ			
	③	カ			④	エ			
問2	(1)	①	オ			②	イ		
		③	ア			④	エ		
	(2)	【 A 】 体験的な			【 B 】 主体的な				
問3	(1)	エ	(2)	①	ア	②	カ	③	エ
問4	①	ウ			②	カ			
	③	ケ			④	ア			
	⑤	ク							
問5	(1)	○	(2)	×	(3)	○	(4)	×	
問6	(1)	①	オ			②	ア		
		③	エ						
	(2)	A	障害による学習上又は生活上の困難						
		B	生活環境の調整						

5

5 6点 (問1 (1) 2点、問2 各2点×2)

問1	(1)	イ	問2	ア	イ
----	-----	---	----	---	---